

【参考】

1. 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)(抜粋)

1. 2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインでは、法令に基づく基本的な考え方及び代表的な水道施設における維持・修繕について示している。本ガイドラインに記されていない事項については、法令及び本ガイドラインにある主旨を参考とし、適切に水道施設の維持・修繕が実施できるよう、日本水道協会が策定している「水道維持管理指針 2016」や全国簡易水道協議会が策定している「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類を参照して実施内容を定める必要がある。また、技術指針類が改訂された場合には、改訂内容に合わせて実施内容を見直すことや、新たな技術の採用や創意工夫により、効果的に実施することが望ましい。

2. 「水道維持管理指針」(2016年日本水道協会)(抜粋)

8 編 送・配水施設

8.3.2 配水池

6. 清掃点検

配水池の内部には、水あかが付着したり沈殿物が堆積したりすることがあるので、定期的に清掃点検を実施する。なお、実施に当たっては作業を迅速に行うために清掃計画を策定する。また、清掃点検を干池して実施することが困難な場合は、潜水土や水中ロボットの使用により、配水池を稼働した状態で実施している事例(図-8.3.3 参照)がある。留意点等の詳細は 7.8.2 の 3. 清掃・点検を参照する。

7.8.2 浄水池 3. 清掃・点検

浄水池を干池して行う不断水工法での清掃が困難な場合は、潜水土や水中ロボットにより、浄水池を運用状態で行う不断水工法で清掃する。

2) 不断水工法

③ 潜水土や水中ロボットは、連絡ケーブル、排水ホース等で池外と繋がっているため作業範囲に制約がある。また、遠隔操作で作業を行う水中ロボットは、底部のピット等の段差、ハンチ部や柱等があると清掃作業が困難で、厚い堆積物の吸引除去にも不向きである。

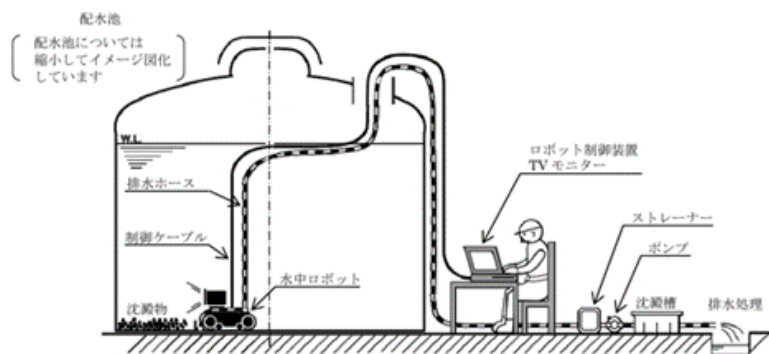


図-8.3.3 水中ロボット清掃イメージ図(配水池)
(一般社団法人 日本水中ロボット調査清掃協会)